

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	平成31年1月31日(木) 午後3時00分から午後5時00分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席 14名、欠席 4名、欠員1名)】 出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、12番井上二郎委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、19番樋口佐登子委員 欠席：10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、13番土沢一男委員、18番上原スミ子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席16名、欠席2名)】 出席委員：1番伊藤力委員、4番恩田實委員、5番岩崎源一委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸、10番加藤政人委員、11番中村成義委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番小池憲夫委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番小竹堅吾委員、18番白澤実委員 欠席：2番渡邊逸郎委員、3番原安義委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席 30名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	4番 委員
	5番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.16～No.23 8件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて
No.30 1件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.58～No.72 15件
- 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について
No.53～54 2件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3028～No.3029 2件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5045～No.5048 4件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.388～No.496 109件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.46～No.50 5件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は10番伊藤（眞）委員、11番福田委員、13番土沢委員、18番上原委員の4名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、4番原委員及び5番園田委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 16番根知地区の件ですが、西山地内の1筆1,774㎡について、山林原野になっております。 17番小滝地区の件ですが、小滝地内の4筆1,449㎡について、山林原野になっております。 18番小滝地区の件ですが、小滝地内の1筆105㎡について、山林原野になっております。 19番小滝地区の件ですが、小滝地内の5筆1,316㎡について、山林原野になっております。</p>

	<p>20 番今井地区の件ですが、大谷内地内の1筆416㎡について、山林原野になっております。</p> <p>21 番今井地区の件ですが、大谷内地内の1筆747㎡について、山林原野になっております。</p> <p>22 番今井地区の件ですが、大谷内地内の1筆912㎡について、山林原野になっております。</p> <p>23 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆1,550㎡について、山林原野になっております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2頁をご覧ください</p>
議長	<p>30 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の6筆1,974㎡について、耕作に不便ため休耕し、高倉地内の6筆8,628㎡について、平成2年から田として耕作しているものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木島係長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>58 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆119㎡について、労力不足ため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p>

59 番西海地区の件ですが、栗倉地内の1筆640㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

60 番西海地区の件ですが、真木地内の1筆567㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

61 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆58㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

62 番西海地区の件ですが、道平地内の5筆628㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

63 番西海地区の件ですが、道平地内の3筆681㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

64 番西海地区の件ですが、道平地内の2筆1,414㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

65 番西海地区の件ですが、道平地内の1筆1,142㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

66 番西海地区の件ですが、道平地内の1筆369㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

67 番西海地区の件ですが、田中地内の2筆70㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

68 番西海地区の件ですが、田中地内の2筆250㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

69 番西海地区の件ですが、田中地内の3筆3,380㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

70 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の3筆3,306㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

71 番今井地区の件ですが、中谷内地内の4筆10,183㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

72 番木浦地区の件ですが、木浦地内の12筆974.6㎡について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。

以上で、説明を終わります。

只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

西海地区のAさんの件ですが、68番までの農地は未整備田なのですが、当初本人は農地を借りて耕作をする予定で計画を立てておりまし

議長

6番松澤委員

2番片山委員	た。たまたま昨年から釜沢地内でBが借り受けていた農地が空いて、その農地の耕作を頼まれ、そちらを耕作した関係で、68番の農地は計画をしていたのですが耕作が出来ませんでした。未整備田なのである程度水路等の整備が必要になるので、昨年、今年と耕作が出来なかったのですが、本人は土地を借りて耕作する計画を持っているので委員としても賛成をしている状態です。
木島係長	他の地区なのですが、71番の田、理由が耕作に不便なためとされていますが、良い田だと思います。事情があるのかもしれませんが、もし耕地的に課題があるのであれば、参考にお聞かせ願います。
2番片山委員	今まで借りていた方が耕作できないとのことで一旦解約をし、今回の借受人にお願いをするとのことでお話しを伺っております。今回の利用権設定の方にこの部分が出ています。
議長	借受人の都合で一旦解約をすると聞いております。特別田が悪いというわけではないのですね。他の方に貸し付けるという理由にした方がわかりやすいかと思います。
議長	その他、意見ございませんでしょうか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
議長 木島係長	<p><報告第4号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。 説明いたします。6頁をご覧ください。</p>
議長	53番西海地区の件ですが、川島地内の5筆1,438㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。
議長	54番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆624㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。

	<p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p> <p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p> <p>説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>3028番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆570㎡について贈与による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は市道中央線沿いの場所です。譲渡人は、県外在住で耕作が困難なことから、申請地と隣接する農地を耕作する譲受人へ譲り渡したいものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3029番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆2.21㎡について売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は県道仙納徳合線付近の場所になります。譲受人は高齢で耕作が困難なことから、申請地と隣接する農地を耕作する譲受人へ譲り渡したいものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、磯部地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	
<p>議長 議長</p>	

議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>5045 番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆 154 m²について、住宅敷地の拡張のための、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は県道上町屋釜沢糸魚川線沿いの場所です。申請人は家族が集う際の駐車場が不足しているため、申請地を譲り受け駐車場とし、一部を冬季間の雪捨て場としたいものです。農地の区分は、エ-7)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5046 番能生地区の件ですが、能生地内の1筆 330 m²について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は市道駅南環状線沿いの場所です。申請人は、現在アパート住まいであるが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を譲り受け、住宅敷地としたいものです。農地の区分は、エ-7)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5047 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆 888 m²について、資源及び資材置場のための1年8か月間の賃借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は国道8号線沿いの場所です。申請人は、主に資源回収業及び古物商を営んでおり、以前より資材等置場であった申請地を、平成29年10月1日より賃借していますが、この度調査により申請地が農地であることが判明したため事後申請するものです。農地の区分は、エ-7)-b-(c) (都市計画法の用途地域、近隣商業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>

<p>議長</p>	<p>5048 番青海地区の件ですが、今村新田地内の1筆 240 m²について、住宅敷地のための売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は市道セト田五反田線沿いの場所です。申請人は、現在アパート住まいであるが、子供の成長に伴い手狭となるため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、109件ございます。</p> <p>このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが15件ございます。まず、伊藤推進委員の案件を先に審議しますので、伊藤推進委員、退席をお願いします。</p> <p>〔伊藤推進委員退室〕</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。10頁をご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>393 番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆 2,889 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長	〔伊藤推進委員入室〕 次に大島委員の案件を審議します。大島委員、退席をお願いします。
議長 伊藤主査	〔大島委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。14頁をご覧ください。
	410 番下早川地区の件ですが、五十原、中野地内の2筆3,376㎡について、更新するものです。 411 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆735㎡について、更新するものです。 418 番上早川地区の件ですが、坪野地内の2筆2,521㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔大島委員入室〕
議長	次に原委員の案件を審議します。原委員、退席をお願いします。 〔原委員退室〕
議長 伊藤主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。14頁をご覧ください。 412 番下早川地区の件ですが、五十原、土塩地内の4筆6,794㎡について、更新するものです。 413 番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆653㎡について、更新するものです。 414 番上早川地区の件ですが、大平地内の3筆5,128㎡について、更新するものです。 415 番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆3,253㎡について、更新するものです。 416 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の19筆6,458.48㎡について、更新するものです。

議長	<p>417 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆4,047 m²ついて、更新するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔原委員入室〕</p>
議長	<p>次に園田委員の案件を審議します。園田委員、退席をお願いします。</p> <p>〔園田委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。18 頁をご覧ください。</p>
議長	<p>430 番西海地区の件ですが、平牛地内の2筆4,117 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔園田委員入室〕</p>
議長	<p>次に加藤推進委員の案件を審議します。加藤推進委員、退席をお願いします。</p> <p>〔加藤推進委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。21 頁をご覧ください。</p>
議長	<p>445 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆666 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>453 番根知地区の件ですが、栗山地内の2筆2,818 m²について、更新するものです。</p>

議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔加藤推進委員入室〕
議長	次に山本推進委員の案件を審議します。山本推進委員、退席をお願いします。 〔山本推進委員退室〕
議長 伊藤主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。25頁をご覧ください。 463番能生地区の件ですが、栄地内の4筆1,152㎡について、借り受けて規模拡大するものです。 464番能生谷地区の件ですが、桂地内の1筆584㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔山本推進委員入室〕
議長 伊藤主査	それでは、残りの案件の説明を求めます。 説明いたします。9頁をご覧ください。 388番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆592㎡について、更新するものです。 389番下早川地区の件ですが、東海、堀切地内の4筆4,182㎡について、更新するものです。 390番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆1,181㎡について、更新するものです。

- 391 番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆2,608㎡について、更新するものです。
- 392 番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆5,050㎡について、更新するものです。
- 394 番下早川地区の件ですが、堀切地内の4筆1,381㎡について、更新するものです。
- 395 番下早川地区の件ですが、上出地内の1筆1,862㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。
- 396 番下早川地区の件ですが、田屋地内の2筆2,041㎡について、更新するものです。
- 397 番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆1,652㎡について、更新するものです。
- 398 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の3筆5,422㎡について、更新するものです。
- 399 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の7筆5,291㎡について、更新するものです。
- 400 番下早川地区の件ですが、田屋、西谷内、四ツ屋地内の6筆8,146㎡について、更新するものです。
- 401 番下早川地区の件ですが、西谷内地内の2筆4,117㎡について、更新するものです。
- 402 番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆731㎡について、更新するものです。
- 403 番下早川地区の件ですが、西谷内、四ツ屋地内の5筆1,543㎡について、更新するものです。
- 404 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の4筆5,117㎡について、更新するものです。
- 405 番下早川地区の件ですが、田屋、西谷内地内の3筆5,732㎡について、更新、規模拡大するものです。
- 406 番下早川地区の件ですが、新町地内の1筆1,356㎡について、更新するものです。
- 407 番下早川地区の件ですが、西塚地内の9筆7,892㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 408 番下早川地区の件ですが、滝川原地内の5筆1,980.42㎡について、

て、更新するものです。

409 番下早川地区の件ですが、五十原、越地内の7筆3,133㎡について、更新するものです。

419 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆1,934㎡について、更新するものです。

420 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆889㎡について、更新するものです。

421 番上早川地区の件ですが、土塩地内の6筆4,909㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

422 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆1,259㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

423 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆1,349㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

424 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆2,458㎡について、更新するものです。

425 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆3,756㎡について、更新するものです。

426 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆2,977㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

427 番西海地区の件ですが、栗倉地内の1筆159㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

428 番西海地区の件ですが、栗倉地内の1筆640㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

429 番西海地区の件ですが、真木地内の1筆567㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

431 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆58㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

432 番西海地区の件ですが、道平地内の1筆1,142㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

433 番西海地区の件ですが、道平地内の3筆681㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

434 番西海地区の件ですが、道平地内の2筆1,414㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

435 番西海地区の件ですが、道平地内の1筆369㎡について、借り受けて規模拡大を図るも西海のです。

436 番西海地区の件ですが、道平地内の5筆628㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

437 番西海地区の件ですが、田中地内の2筆70㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

438 番西海地区の件ですが、田中地内の3筆3,380㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

439 番西海地区の件ですが、田中地内の2筆250㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

440 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆877㎡について、更新するものです。

441 番大野地区の件ですが、大野地内の5筆3,962㎡について、更新するものです。

442 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆1,447㎡について、更新するものです。

443 番大野地区の件ですが、大野地内の7筆3,110㎡について、更新するものです。

444 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,150㎡について、更新するものです。

446 番根知地区の件ですが、上野地内の2筆2,275㎡について、更新するものです。

447 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆3,032㎡について、更新するものです。

448 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆3,081㎡について、更新するものです。

449 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆2,624㎡について、更新するものです。

450 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆1,712㎡について、更新するものです。

451 番根知地区の件ですが、上野地内の2筆5,994㎡について、更新するものです。

452 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆1,797㎡について、更

新するものです

454 番根知地区の件ですが、和泉地内の2筆3,231㎡について、更新するものです。

455 番根知地区の件ですが、和泉地内の1筆480㎡について、借り受けて規模拡大する

456 番根知地区の件ですが、和泉地内の4筆5,579㎡について、更新するものです。

457 番今井地区の件ですが、岩木、頭山地内の7筆6,759㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

458 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆3,049㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

459 番今井地区の件ですが、西中地内の2筆2,522㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

460 番今井地区の件ですが、中谷内地内の4筆11,551㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

461 番今井地区の件ですが、大谷地地内の2筆4,006㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

462 番今井地区の件ですが、西川原地内の4筆2,675㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

465 番能生谷地区の件ですが、桂地内の4筆4,108㎡について、更新するものです。

466 番能生谷地区の件ですが、平地内の2筆3,560㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

467 番能生谷地区の件ですが、桂地内の5筆3,899㎡について、更新するものです。

468 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の2筆3,622㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

469 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆3,034㎡について、更新するものです

470 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆1,767㎡について、更新するものです。

471 番能生谷地区の件ですが、平地内の3筆2,286㎡について、更新するものです。

472 番能生谷地区の件ですが、平地内の3筆1,204㎡について、更新するものです。

473 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の2筆1,555㎡について、更新するものです。

474 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆3,497㎡について、更新するものです。

475 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆2,976㎡について、更新するものです。

476 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆2,249㎡について、更新するものです。

477 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆1,405㎡について、更新するものです。

478 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の2筆1,898㎡について、更新するものです。

479 番能生谷地区の件ですが、槇地内の2筆1,632㎡について、更新するものです。

480 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆1,496㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

481 番能生谷地区の件ですが、槇地内の2筆6,459㎡について、更新するものです。

482 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の3筆6,224㎡について、更新するものです。

483 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の2筆2,720㎡について、更新するものです。

484 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の2筆808㎡について、更新するものです。

485 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の2筆2,931㎡について、更新するものです。

486 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆881㎡について、更新するものです。

487 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆809㎡について、更新するものです。

488 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の10筆3,329㎡について、

	<p>更新するものです。</p> <p>489 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆624㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>490 番下早川地区の件ですが、上覚地内の2筆3,184㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>491 番下早川地区の件ですが、四ツ屋、滝川原地内の2筆1,913㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>492 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆2,766㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>493 番上早川地区の件ですが、坪野地内の7筆2,290.38㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>494 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,731㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>495 番根知地区の件ですが、大神堂地内の3筆3,154㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>496 番今井地区の件ですが、中谷内地内の4筆10,183㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について></p> <p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、5件ございます。</p>
議長	<p>このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが4件ございます。まず、大島委員の案件を先に審議しますので、大島委員、退席をお願いします。</p>

伊藤主査	<p>[大島委員退室]</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。33 頁をご覧ください。</p> <p>47 番上早川地区の件ですが、坪野地内の 7 筆 2, 290. 38 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>[大島委員入室]</p> <p>次に園田委員の案件を審議します。園田委員、退席をお願いします。</p>
議長 伊藤主査	<p>[園田委員退室]</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。33 頁をご覧ください。</p> <p>48 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 1 筆 1, 731 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>[園田委員入室]</p> <p>次に加藤推進委員の案件を審議します。加藤推進委員、退席をお願いします。</p>
議長 伊藤主査	<p>[加藤推進委員退室]</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。33 頁をご覧ください。</p> <p>49 番根知地区の件ですが、大神堂地内の 3 筆 3, 154 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>50 番今井地区の件ですが、中谷内地内の 4 筆 10, 183 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>

議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔加藤推進委員入室〕</p>
議長	<p>それでは、残りの案件の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。33頁をご覧ください。 46番下早川地区の件ですが、上覚、四ツ屋、滝川原地内の6筆7,863㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
伊藤主査	<p><議第5号 平成30年糸魚川市賃借料の情報提供について> 農地法で定められております賃借料の情報提供について、平成30年1月から12月の告示された農地の賃貸借契約における10a当たりの賃借料の水準を出させていただきました。極端に高額、低額なものは一旦データ上除き、それぞれの地区ごとに平均額を出させていただきました。お手元の資料の通りとなっております。ほとんどが下がっておりますが、大野地区、今井地区、磯部地区につきましては若干昨年よりあがっているものがあります。これは各地区によって事情が異なるのですが、新規の借り受け者が法人の為、若干高くなったのではないかと予想されます。今後は、ホームページ、農協を通して全戸配布し、農業委員会だより等に載せて農家の皆さんに情報提供したいと</p>

<p>小林主査</p>	<p>考えております。</p> <p>補足として、春先に農地部会で賃借料の話をさせていただきまして、平均額に用水費が含まれるのかといった部分があり、受付の際、聞き取りながら平均を出すことができないかという話があったのですが、地域によって用水費の管理が違っており、今回はそういったことができませんでした。表の上の部分に二重線の文章が入っているのですが、「賃借料は土地の形状や土地改良区の経費など個々の事情を勘案して貸し手、借り手でお互い話し合い決めてください」との一文を加えさせていただきました。用水費等もお互いで話し合っていたきたいと思います。今後やり方を検討していきたいと思います。</p>
<p>2番片山委員</p>	<p>農地部会の中でも、今後農地の利用調整、集約化を進める場合、農地を交換するなど色々な作業が出てくるのですが、そういう時に賃借料の中身がまちまちだと調整しづらいので、基本的なものに統一してほしいと提案させもらった経過があります。賃借料の中に土地改良区負担金や用水費も含めて、あくまでも耕作者が払うのか、地代に加わっているのかが不明で参考になりません。例として大和川地区は、29年度は11,100円、30年度は7,600円。大和川地区は改田地区で用水費、土地改良区は耕作者が負担、そのうえで地主に対していくら払うかということで決めたら7,000円というように、純粋に賃借料だけということに決まりました。中身がわからないと担い手間で調整しようとした時に話が煩わしくなるので、今後新たな契約をする際は、地域の事情によると思います。土地改良区負担金と用水費については耕作者が負担する等、同じ基準で賃借料が相談できるように、農業委員会としても賃借料の決め方をPRする必要があるのではないのでしょうか。今後の課題として考えてほしいです。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、意見ございませんでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p>

議長 議長	<p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次期農業委員会の日程について ・ 2月28日（木）定例総会</p> <p>イ その他 他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
--------------	--